

豊島区立学校 第三者評価 実施要項

1 目的

「豊島区立学校 学校評価ガイドライン（令和3年12月豊島区教育委員会）」に基づく学校評価を推進し、第三者評価委員より学習指導や学校のマネジメント等について専門的視点からの評価を受け、豊島区立学校の教育水準の向上を図る。

2 第三者評価委員の選定・配置

- (1) 第三者評価委員は、区教育委員会が、学習指導や学校のマネジメント等についての専門性を有し、かつ、公立学校管理職の経験がある外部の専門家の中から選定する。
- (2) 第三者評価委員の任期は、1年とする。ただし再任を妨げない。
- (3) 評価者は、学校運営連絡協議会（学校運営協議会）の開催時等に、学校・地域の実情や、目標達成に向けた取組の状況を把握するため、学校訪問を行い観察するとともに、校長から聞き取り、実態を把握する。
- (4) 第三者評価委員は、学校の自己評価及び学校関係者評価に関する資料が揃い、すべての協議が終了した後、学校が示す改善の方向性に対して専門的な見地から、指導・助言を校長に行う。
- (5) 第三者評価委員は、改善に向けた支援策を区教育委員会指導課に報告する。
- (6) 区教育委員会は、概ね3年に1回の頻度で、全校で第三者評価を実施できるよう、各中学校ブロックに、1名以上の外部専門家を第三者評価委員として配置する。

3 第三者評価委員の役割

- (1) 学校訪問
 - ① 学校経営方針、教育課程、昨年度の学校評価の確認（PDCAサイクルの確認）
 - ② 授業観察、行事観察、校長・教職員等との対話など
- (2) 学校運営連絡協議会への参加（オブザーバー）
- (3) 普及させることが望ましい優れた取組について情報の収集と紹介
- (4) 学校評価の分析に対する助言
- (5) 次年度の教育課程編成、学校経営方針作成にかかる助言

4 記録・成果物

- (1) 第三者評価委員は、年2回教育委員会に活動した内容等の報告書を提出する。
- (2) 学校は、第三者評価委員からの助言を受けた時には、その内容や改善への方策についての教育委員会に報告書を提出する。
- (3) 学校は随時、学校評価に基づく改善に努めるとともに、次年度の教育課程、学校経営方針へ必ず改善策を反映させる。

5 配置校、訪問回数及び謝礼等

- (1) 第三者評価委員の年間訪問回数は、1校につき2回（1回 2時間程度）までとする。
- (2) 第三者評価委員には、区の規定に基づき、学校訪問等に対する謝礼金を支払う。
- (3) 配置校は以下の通りとする。※令和5年度は、巣鴨北中・西池袋中・千登世橋中・明豊中ブロックは、2校対応

	ブロック	当該校	4年度実施	評価委員
1	駒込中ブロック	駒込中・仰高小・駒込小	駒込中	A
2	巣鴨北中ブロック	巣鴨北中・清和小・西巣鴨小・豊成小・朝日小	西巣鴨小	
4	池袋中ブロック	池袋中・池袋本町小・池袋第一小	池袋本町小	B
5	西池袋中ブロック	西池袋中・池袋第三小・池袋小・長崎小・富士見台小	富士見台小	
3	西巣鴨中ブロック	西巣鴨中・巣鴨小・朋有小	巣鴨小	C
6	千登世橋中ブロック	千登世橋中・南池袋小・高南小・目白小	千登世橋中	
7	千川中ブロック	千川中・要小・高松小	要小	D
8	明豊中ブロック	明豊中・権名町小・千早小・さくら小	権名町小	

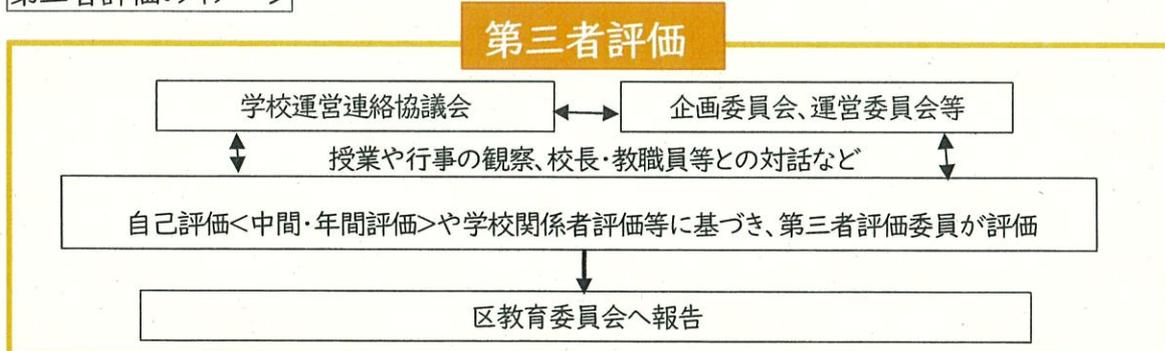
6 委員（令和4年度～）

氏名	現職	校長経験	行政経験・専門等
相原 雄三 (あいはらゆうぞう)	明星大学 特任教授	文京区立 関口台町 小学校長	多摩教育事務所指導課長 八王子市教育委員会指導課長 指導部主任指導主事・統括指導主事(学力)
五十嵐 浩子 (いからしひろこ)	国土館大学教 授	小平市立 上水中学校長	指導部主任指導主事(英語教育) 練馬区教育委員会統括指導主事(小中一貫 教育担当)
増淵 達夫 (ますぶちたつお)	帝京大学 教授	無	教育庁教育監 ※令和2・3年度学校評価検討委員会委員 長
中西 郁 (なかにしかおる)	十文字学園女 子大学 教授	都立北特別 支援学校	指導部主任指導主事 指導部統括指導主事(特別支援教育) ※令和2・3・4年度特別支援教育検討委 員会委員長

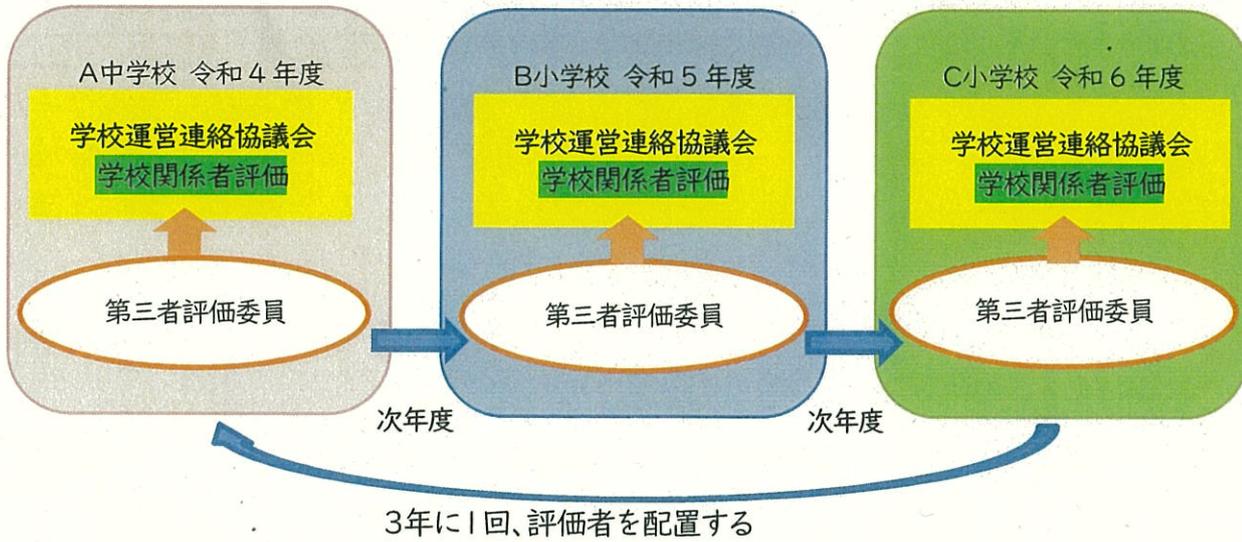
7 今後の予定

月	内容
令和4年3月	第三者評価の実施に向けた連絡会(第三者評価委員対象)
令和4年4月	PTA 連合会にて、学校評価・第三者評価について説明(指導課) 第三者評価の実施に向けた連絡会(対象校校長) 日程調整(学校―第三者評価委員)
1学期	訪問・指導開始(第三者評価委員)
↷	学校評価実施(学校)
令和4年12月	訪問・指導終了(第三者評価委員)
令和5年1月	報告書の提出(第三者評価委員) 教育課程の編成(学校) 学校評価まとめ(学校―指導課)

第三者評価のイメージ



第三者評価委員と学校運営連絡協議会(学校運営協議会)との関係のイメージ



【写】

令和4年度 豊島区立学校第三者評価について

1 第三者評価について

学校は毎年、学校教育の改善、地域とともにある学校に向けた取組の推進、教育の質の保証・向上を目指して学校評価を実施している。令和4年度より、豊島区教育委員会が選定した第三者評価委員が、学校運営連絡協議会（学運協）の開催時等に、学校・地域の実情や、目標達成に向けた取組の状況を把握するための学校訪問を行い、学校の実態を把握した上で、学校評価によって示される改善の方向性について、専門的な見地からの指導・助言を校長に行うこととしている。学校が学校評価において、より客観的な分析・判断を行い、次年度の教育課程の改善につなげたいと考える。

2 第三者評価委員一覧（敬称略）

豊島区教育委員会が、第三者評価委員として、学習指導や学校のマネジメント等についての専門性を有し、かつ、公立学校管理職の経験がある者を選定した。

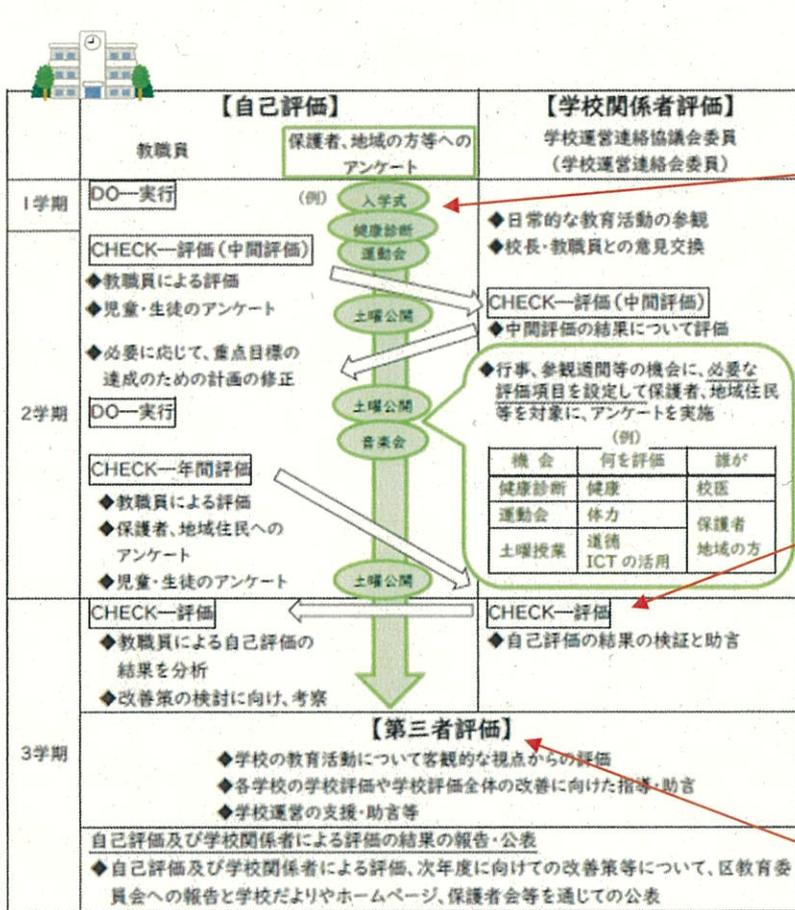
氏名	現職	校長経験	行政経験・専門等
相原 雄三 (あいはらゆうぞう)	明星大学 特任教授	文京区立 関口台町 小学校長	多摩教育事務所指導課長 八王子市教育委員会指導課長 指導部主任指導主事・統括指導主事(学力)
五十嵐 浩子 (いからしひろこ)	国士館大学 教授	小平市立 上水中学校 長	指導部主任指導主事(英語教育) 練馬区教育委員会統括指導主事(小中一貫教育担当)
増淵 達夫 (ますぶちたつお)	帝京大学 教授	無	教育庁教育監 ※令和2・3年度学校評価検討委員会委員長
中西 郁 (なかにしかおる)	十文字学園 女子大学 教授	都立北特別 支援学校	指導部主任指導主事 指導部統括指導主事(特別支援教育) ※令和2・3・4年度特別支援教育検討委員会委員長

※第三者評価委員の任期:令和4年4月1日から令和5年3月31日(1年間)

3 委員担当校について

ブロック	当該校	4年度実施校	評価委員
駒込中ブロック	駒込中・仰高小・駒込小	駒込中	五十嵐先生
巣鴨北中ブロック	巣鴨北中・清和小・西巣鴨小・豊成小・朝日小	西巣鴨小	
池袋中ブロック	池袋中・池袋本町小・池袋第一小	池袋本町小	増淵先生
西池袋中ブロック	西池袋中・池袋第三小・池袋小・長崎小・富士見台小	富士見台小	
西巣鴨中ブロック	西巣鴨中・巣鴨小・朋有小	巣鴨小	相原先生
千登世橋中ブロック	千登世橋中・南池袋小・高南小・目白小	千登世橋中	
千川中ブロック	千川中・要小・高松小	要小	中西先生
明豊中ブロック	明豊中・椎名町小・千早小・さくら小	椎名町小	

【参考資料】 ※豊島区 PTA 会長研修の資料として配布したものです。



・学校は、編成した教育課程に従って、教育活動を展開します。授業や行事等については、児童生徒及び保護者からアンケート等実施し、教育課程の達成状況について自己評価を行います。

・学校は、自己評価だけでなく、学校運営連絡協議会(学運協)委員の方々に、教育活動を参観いただきながら、学校の自己評価の結果について検証した学校関係者評価を行います。

・第三者評価委員は、学校の自己評価、学校関係者評価で示された改善の方向性について、校長に指導・助言を行います。

・学校は、自己評価、学校関係者評価、第三者評価による学校評価の結果を基に、改善に向けた次年度の教育課程の編成を行います。

豊島区のすべての区立学校における「開かれた教育課程」を実現





豊島区立学校 学校評価ガイドライン

令和3年12月

豊島区教育委員会



目次

I 学校評価の改善・充実	1
I 目的	1
(1) 学校教育の改善		
(2) 社会に開かれた教育課程の実現		
(3) 教育の質の保証・向上		
2 学校評価の流れ	3
(1) 学校評価の進め方のイメージ		
(2) 目標設定		
(3) 積極的な情報提供		
(4) 結果の報告・公表		
II 学校評価の実施	6
I 自己評価	6
(1) 評価者		
(2) 実施方法		
(3) 自己評価を行う際の参考とする資料		
① 児童・生徒によるアンケート		
② 保護者によるアンケート		
③ 地域の方によるアンケート		
2 学校関係者評価	7
(1) 評価者		
(2) 評価方法		
豊島区が考える第三者評価	8
(1) 評価者		
(2) 評価方法		
III 学校評価の領域・評価項目	9

I 学校評価の改善・充実

I 目的

今日、幼稚園・小学校・中学校（以下、学校と表す）に対して保護者等からの関心や期待が高まる中、学校は、適切に説明責任を果たすとともに、保護者等と学校の状況に関して共通理解を持ち、相互連携の協力の推進を図ることが必要である。

また、近年、学校の裁量が拡大し、自主性・自立性が高まる中、学校は、幼児・児童・生徒よりよい教育活動を楽しめるよう、学校運営の改善と発展を目指し、教育の水準の維持と向上を図ることが大切である。

このことを踏まえ、学校評価は、次の3点を主な目的として行う。

(1) 学校教育の改善

各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。

【学校評価ガイドライン（平成28年改訂 文部科学省）】

幼児・児童・生徒が集団生活をする中で、教育の目標が実現されるよう、発達段階に応じて、教育内容を体系的に編成し、組織的・計画的に実施することが学校の使命であり、役割である。

そのため、学校は教師の指導力の向上を図るとともに、実態に応じて学校として目指す重点目標を設定し、その達成の状況や達成に向けた取組の適切さ等を評価し、組織的・継続的に学校運営を改善する必要がある。

このことを踏まえ、評価活動を通して、教育活動や学校運営について改善を図り、質の高い教育の実現を目指していく。

(2) 地域とともにある学校に向けた取組の推進

各学校が、自己評価及び保護者など、学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。

【学校評価ガイドライン（平成28年改訂 文部科学省）】

今回の学習指導要領には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」としての役割が、期待されている。

「社会に開かれた教育課程」とは、以下の点を、主な目的としている。

- 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る目標を持ち、教育課程を介して、その目標を社会と共有していくこと
- これからの社会を創り出していく幼児・児童・生徒が、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し、育てていくこと
- 教育課程の実施にあたって、地域の人的・物的資源を活用し、求められる資質・能力を明らかにしたうえで、幼児・児童・生徒の目指すべき姿を社会と共有・連携しながら実現させること

学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、積極的に、保護者や地域の方等の参画を位置付けていくことが大切である。

また、保護者や地域の方等は、学校の教育目標や取組について、願いや意向を述べたり、評価したりする。加えて、「どのように幼児・児童・生徒にかかわればよいのか」、あるいは、「どのようにかかわってきたのか」等の視点から、家庭や地域の在り方について考えたり、振り返ったりすることにより、それぞれの役割を明確にしていくことが求められる。

このことを踏まえ、学校・保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールとして学校評価を活用し、幼児・児童・生徒が育つ姿を共有するとともに、それぞれの役割についての相互理解を図り、確かな信頼関係を基盤とした地域ぐるみの教育の推進を目指していく。

(3) 教育の質の保証・向上

各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

【学校評価ガイドライン（平成28年改訂 文部科学省）】

これからの学校には、社会と連携・協働した教育活動を充実させることが求められており、その実現に向け、社会全体で支援等を行うことが必要である。そのためには、よりよい社会・学校を創るという目標や課題を共有していくことが大切である。

また、設置者である区教育委員会が、学校の現状や課題について確実に把握することは、学校を拠点とした持続可能な地域づくりのために重要である。

このことを踏まえ、学校評価の結果を教育委員会に報告することで、学校と教育委員会、さらに社会全体で目標と課題を共有し、それを踏まえた学校への適切な支援等を行うことで、教育水準の保証・向上を目指していく。

2 学校評価の流れ

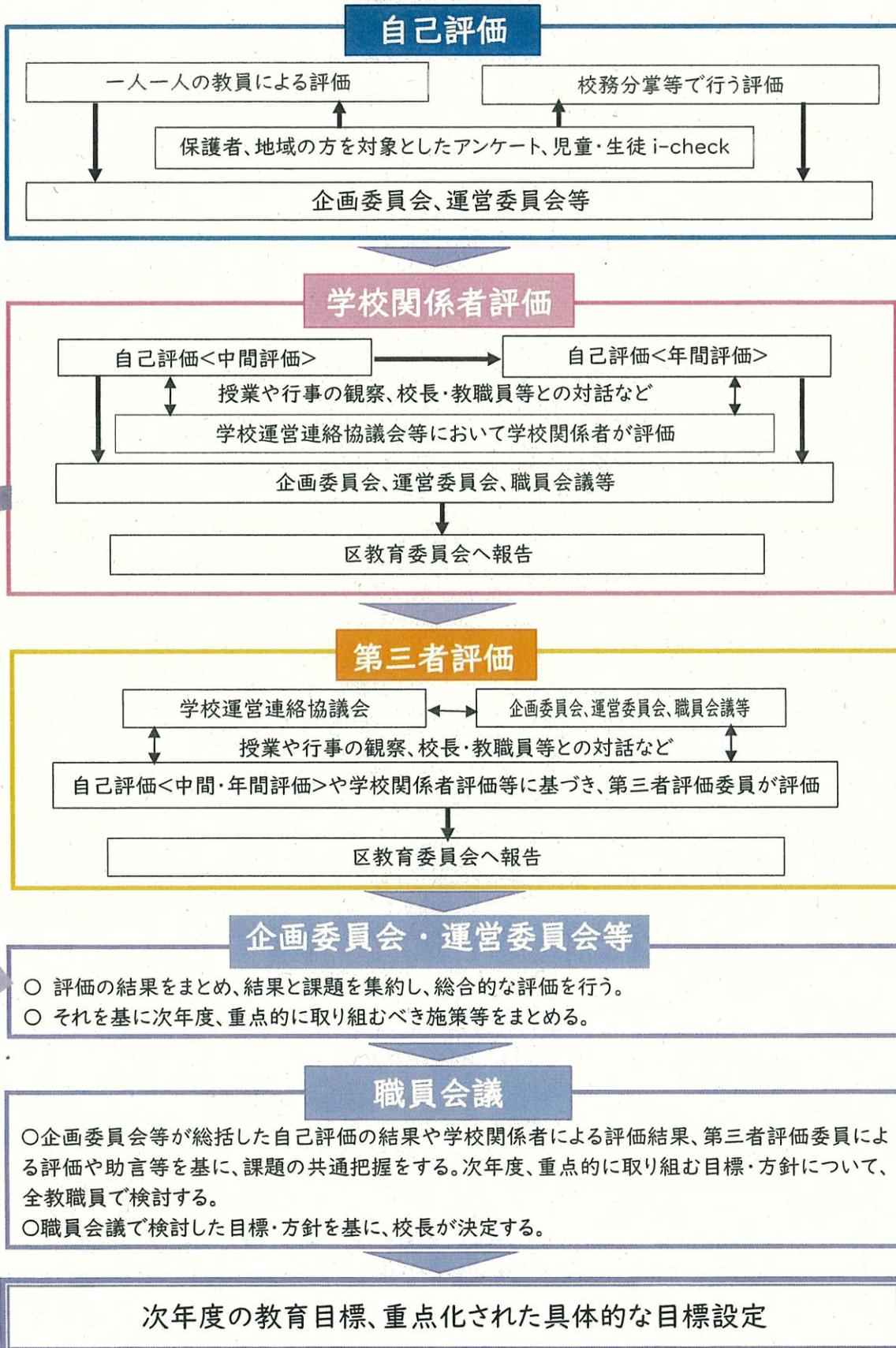
(1) 学校評価のPDCAサイクルのイメージ

前年度 2月下旬	CHECK—評価 ◆前年度の学校評価の結果の分析、考察 ◆次年度の学校経営方針へ反映する改善策を検討 ACTION—改善 ◆学校経営方針の作成 ◆学校評価、第三者評価委員からの助言を生かした教育課程の編成
年度初め までに	PLAN—目標設定 ◆学校経営方針の明示・明確な重点目標の設定 ◆新年度の学校経営方針、教育課程、学校評価項目の積極的な情報提供 (学校運営連絡協議会、保護者会、学校だより・学校ホームページ等)

	【自己評価】	【学校関係者評価】												
	教職員 保護者、地域の方等へのアンケート	学校運営連絡協議会委員 (学校運営連絡会委員)												
1学期	DO—実行 (例) 入学式 健康診断 運動会	◆日常的な教育活動の参観 ◆校長・教職員との意見交換												
2学期	CHECK—評価(中間評価) ◆教職員による評価 ◆児童・生徒のアンケート ◆必要に応じて、重点目標の達成のための計画の修正 DO—実行 土曜公開 音楽会	CHECK—評価(中間評価) ◆中間評価の結果について評価 ◆行事、参観週間等の機会に、必要な評価項目を設定して保護者、地域住民等を対象に、アンケートを実施 (例) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>機会</th> <th>何を評価</th> <th>誰が</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>健康診断</td> <td>健康</td> <td>校医</td> </tr> <tr> <td>運動会</td> <td>体力</td> <td>保護者</td> </tr> <tr> <td>土曜授業</td> <td>道徳 ICTの活用</td> <td>地域の方</td> </tr> </tbody> </table>	機会	何を評価	誰が	健康診断	健康	校医	運動会	体力	保護者	土曜授業	道徳 ICTの活用	地域の方
機会	何を評価	誰が												
健康診断	健康	校医												
運動会	体力	保護者												
土曜授業	道徳 ICTの活用	地域の方												
3学期	CHECK—評価 ◆教職員による自己評価の結果を分析 ◆改善策の検討に向け、考察	CHECK—評価 ◆自己評価の結果の検証と助言												
	【第三者評価】 ◆学校の教育活動について客観的な視点からの評価 ◆各学校の学校評価や学校評価全体の改善に向けた指導・助言 ◆学校運営の支援・助言等													
	自己評価及び学校関係者による評価の結果の報告・公表 ◆自己評価及び学校関係者による評価、次年度に向けての改善策等について、区教育委員会への報告と学校だよりやホームページ、保護者会等を通じての公表													

(2) 目標設定

学校評価を生かした、教育目標の設定のイメージ



(3) 積極的な情報提供

学校は、保護者・地域の方等が適切な評価を行うことができるように、学校に関する基礎的な情報を含め、情報を分かりやすく示す必要がある。年度当初は必ず、学校の運営方針を発信し、その後も適宜、情報提供を行う。

学校が情報提供する内容(例)

- | | | |
|------------|-----------------------------|---|
| ①目標及び計画 | 学校教育目標、学校経営方針、教育課程、年間指導計画 | 等 |
| ②学校概要 | 学校の特色ある教育活動、学校のきまり、学校行事、部活動 | 等 |
| ③学習指導とその評価 | 指導計画、学習評価の規準、学習評価の方法 | 等 |
| ④学校評価 | 学校評価項目、学校評価規準 | 等 |

情報提供を行うことで得られる効果

①保護者・地域等からの理解・信頼の獲得

学校が重点的に取り組んでいること及び学校の成果や努力していることを伝えるとともに、直面する課題も共有することで、保護者・地域の方等から、理解や支援を得やすくなるのが期待できる。

②保護者・地域等への説明責任

学校・保護者・地域が、よりよいパートナーシップを構築し、学校の教育活動に対して、連携・協働していく上で、学校は、積極的に保護者や地域等に情報を提供するとともに、学校評価の結果の公表等を通して説明責任を果たすことができる。

③教育内容の改善・充実

学校が、保護者・地域等に広く情報を提供することにより、学校への理解が深まり、より実態に則したに即した学校評価の結果を得ることができる。さらに、学校が評価に対して、適切な対応を行うことにより、学校の教育の質の向上につながる事が期待できる。

(4) 結果の報告・公表

結果の報告

学校は、自己評価・学校関係者評価の結果を、学校の設置者である区教育委員会に報告する。報告は、教育委員会が作成する報告書の様式によって行う。

区教育委員会は、報告を踏まえ、学校に必要な支援等を行う。

結果の公表

学校は、自己評価・学校関係者評価の結果を広く公表することにより、改善の方向を明確にし、次年度以降の教育課程へ反映させ、よりよい学校づくりへの協力を依頼する。

なお、学校評価の結果に基づいた学校の改善策等についても公表する。

① 内容・方法

学校は、学校評価の結果を学校だよりやホームページなどで公表するとともに、保護者会、PTA総会などで周知する。

区教育委員会は、全体的な課題について教育委員会定例会や校長会などで公表する。

② 時期

学校は、学校評価の結果と改善の方向性等について、年度内に公表する。学校経営方針や重点施策などについては、次年度当初に説明の機会を設け、広く周知する。

区教育委員会は、次年度当初に、教育委員会定例会で報告する。

Ⅱ 学校評価の実施

Ⅰ 自己評価

(1) 評価者

自校の全教職員

(2) 実施方法

- ①自己評価は、学校評価の最も基本となるものであり、校長のリーダーシップの下、自校の全教職員が参加し、設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成の状況や達成に向けた取組の適切さ等について、評価を行う。
- ②自己評価は、各学校の実態に応じて、教育活動の区切りとなる適切な時期に行うことがふさわしい。少なくとも、中間評価・年間評価の年度内に2回は実施する。その結果に基づき、学校関係者による評価を実施することを通じて、年度末には各学校の重点目標や方針を見直し、より充実した教育活動の展開につなげる。
- ③児童・生徒や保護者、地域の方等によるアンケートによる評価結果は、自己評価を行う際の参考資料とする。

(3) 自己評価を行う際の参考とする資料

①児童・生徒によるアンケート

対象者

区内小・中学校に在籍する児童・生徒

実施方法

- 「児童・生徒たちが輝くクラスづくりのための質問紙調査『i-check』」から抽出した設問の結果を、「児童・生徒による学校評価アンケート」として活用する。
- 授業アンケートや学校生活アンケート等についても、自己評価の参考資料として扱う。
- アンケート結果の数値だけでなく、日頃の学校での児童・生徒の様子等についても評価する際の評価材料とすることで、学校の実態に応じた、多面的な評価を行う。

②保護者によるアンケート

対象者

区内幼稚園、小・中学校に在籍する幼児・児童・生徒の保護者

実施方法

- 教育委員会の設定した豊島区立学校共通の評価項目に沿って、学校は「具体的な姿」、「具体的な場面」を独自に設定する。その際、学校の実態と照らし合せながら、保護者が評価しやすいよう、工夫する。
- 幼児・児童・生徒1人につき、1回答を保護者に依頼する。同一校に兄弟姉妹が在籍する際には、1家庭1回答のみで構わない。
- アンケートの形式は、紙での回答・オンライン回答など、学校の実態に応じて設定する。オンライン回答が難しい場合は、個別に紙での回答に変更するなどの対応を講じる。
- 保護者会・面談等での聞き取り、授業参観アンケートや学校行事後のアンケート等についても、自己評価の参考資料として扱う。

③地域の方によるアンケート

対象者

保護者以外の学校近隣の住民、学校校医や学校行事等における協力者、区民ひろば利用者、学校近隣地域の就業者等

実施方法

- 学校は、様々な機会に地域の方が適切に評価できるよう、区教育委員会が設定した学校共通の評価項目に沿って、「重点的な取組内容」「取組場面」を独自に設定し、アンケートの依頼をする。
- アンケートの作成にあたっては、区の共通項目を参考に、評価項目の一部を抜き出したり、質問内容を具体的にするなど工夫を行う。
- 学校公開や学校行事後のアンケート等についても、自己評価の参考資料として扱う。
- 日頃から幅広く情報を発信し、地域の方が必要な情報を適切に得られるようにする。

2 学校関係者評価

(1) 評価者

学校運営連絡協議会委員(学校運営連絡会委員)

※幼稚園の学校運営連絡協議委員(学校運営連絡会委員)の構成に、近隣小学校長を含める。

※小・中学校の学校運営連絡協議委員(学校運営連絡会委員)の構成に、中学校ブロック内の管理職等を含める。

(2) 実施方法

①評価者は、評価を進めるにあたり、授業や学校行事の参観して、幼児・児童・生徒の実態の把握、施設・設備の観察、校長をはじめ教職員との対話等を行う。また、対話等を通じて、学校の状況について、相互の共通理解を深めるよう留意する。

②学校運営連絡協議会(学校運営連絡会)では、自己評価のための資料をはじめ、各種資料の検証、学校の諸活動の観察等を通じて、学校が行った自己評価の結果及び結果を踏まえた今後の改善方策について評価を行う。

具体的には、

- 学校の指導の重点や自己評価の評価項目は適切か
- 自己評価の結果の内容は適切か
- 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策は適切か
- 学校運営の改善に向けた取組内容は適切か 等を評価する。

③学校及び学校関係者評価の評価者は、学校及び学校関係者評価の評価者は、学校と保護者・地域を結ぶコミュニケーション・ツールとして十分に活用する。

④学校評価は、その結果の報告書の作成自体が目的化するという「評価のための評価」となることなく、今後の改善につながる実効性ある取組とする。

3 豊島区が考える第三者評価

第三者評価は、学校の取組や特色、教育課題等を明らかにし、学校の評価を発信したり、支援したりすることで、教育活動の充実を図る。

(1) 評価者(第三者評価委員)

区教育委員会が、外部の専門家を第三者評価委員として選定する。

※学習指導や学校のマネジメント等についての専門性を有し、かつ、公立学校管理職の経験がある者

(2) 実施方法

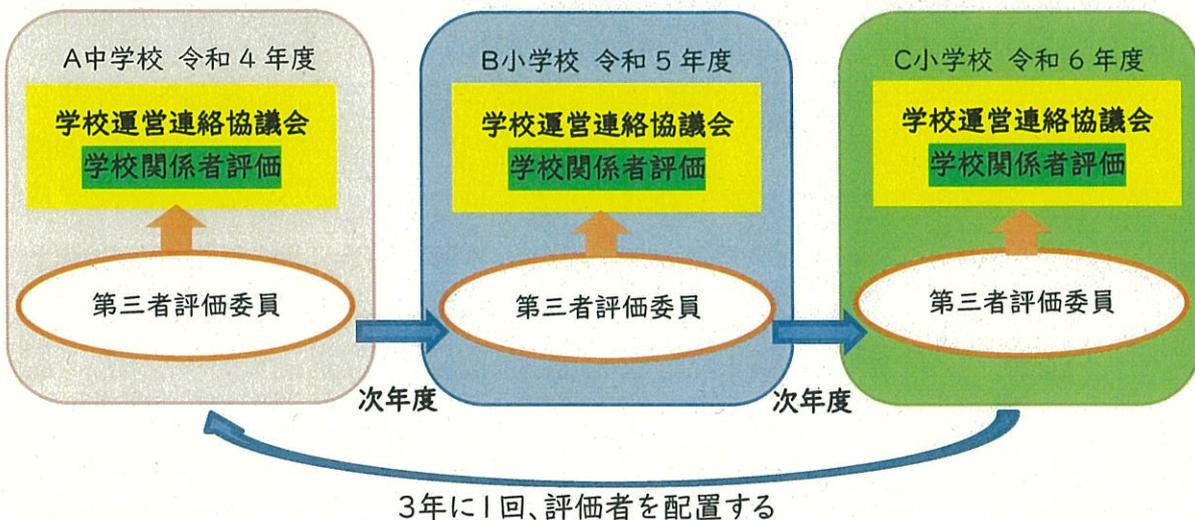
①区教育委員会は、概ね3年に1回の頻度で、第三者評価を実施できるよう、各中学校ブロックに、1名の外部専門家を第三者評価委員として配置する。

②評価者は、学校運営連絡協議会(学校運営協議会)の開催時等に、学校・地域の実情や、目標達成に向けた取組の状況を把握するため、学校訪問を行い観察するとともに、校長から聞き取り、実態を把握する。

③評価者は、学校の自己評価及び学校関係者評価に関する資料が揃い、すべての協議が終了した後に、学校が示す改善の方向性に対して専門的な見地から、指導・助言を校長に行う。

④評価者は、①～③について、すべてが終了したら、改善に向けた支援策を区教育委員会担当課に報告する。

第三者評価委員と学校運営連絡協議会(学校運営協議会)との関係のイメージ



(3) 第三者評価委員の取組

①専門的な分析や助言によって、学校の優れた取組や学校の課題とそれに対する改善方を明確にし、具体的な学校運営の改善に資する。

②専門的な立場からの評価を得ることで、学校だけでは改善が困難な課題については、その支援策を学校とともに講じるとともに、教育委員会へ報告する。

Ⅲ 学校評価の領域・評価項目

Ⅰ 豊島区立学校共通の領域・評価項目を設定した評価の実施

(Ⅰ) 領域・評価項目の設定について

- ① 豊島区教育ビジョン2019に沿った 領域・評価項目 を設定する。
- ② 区教育委員会と学校が緊密に連携して、教育活動の改善・充実を図ることができるようにするため、「自己評価」「保護者・地域の方によるアンケート」の領域・評価項目を豊島区立学校で共通にする。

◆領域

I	就学前から小学校・中学校への円滑な接続
II	確かな学力の育成
III	豊かな心の育成
IV	健やかな体の育成
V	一人一人を大切にする教育の推進
VI	教師力の向上と魅力ある学校づくり
VII	家庭・地域との連携
VIII	特色ある教育活動
IX	働き方改革

◆評価項目

I-1	学校は、関係諸機関等(保育園や幼稚園、小学校、中学校)と連携を図ろうとしている。
II-1	学校は、子供の学力の定着・向上のために、わかりやすい授業を行っている。
II-2	学校は、ICT機器やタブレット端末等の活用により、わかりやすい授業の実施や子どもの学びの意欲の向上に取り組んでいる。
III-1	学校は、道徳科の時間を含めた全教育活動をとおして、互いの良さを尊重し合う温かい学校づくりを推進している。
III-2	学校は、生命を大切にする態度や思いやり、優しい心を育てている。
IV-1	学校は、子供の体力向上や健康の促進に、積極的に取り組んでいる。
IV-2	学校は、充実した食育指導を通して、健康教育に取り組んでいる。
V-1	学校は、いじめ防止等(未然防止、早期発見、早期対応)に学校全体で組織的に対応している。
V-2	学校は、子供たちの気持ちを理解するために、一人一人に寄り添いながら、指導を行っている。
V-3	学校は、特別支援教育や発達障害等に関して、一人一人に適切な指導を行っている。
VI-1	学校は秩序があり、子供たちは落ち着いて学校生活を送っている。
VI-2	学校は、保護者や地域の方の意見や要望を受け止め、学校改善に生かしている。

VII-1	学校は、学校や子供たちの様子を、学校だよりやホームページ、学校公開等によって、分かりやすく伝えている。
VII-2	学校は、家庭や地域と協力しながら子供を教育している。
VIII-1	学校は、〇〇〇〇〇への取組に関する教育を推進している。
IX-1	学校は、校務支援システムの活用や「チーム学校」を意識した業務分担等により、組織的に業務の効率化・最適化を目指して取り組んでいる。

(2) 学校の実態に応じた具体的な姿等の設定について

- ① 区教育委員会が提示する領域・評価項目の中で、各学校が取り組んだ特色ある活動や重点的な取組などについては、学校が独自の設問を設定することができる。その際は、保護者や地域の方が回答しやすいようにその活動のねらいや取組を十分説明する。
- ② 集計、分析等に要する事務量にかんがみ、学校の重点目標と評価項目等との関連を図りつつ、適切な内容を設定する。

(3) 数値による評価について

「自己評価」「保護者・地域の方によるアンケート」の評価については、次の数値基準を設け、評価する。

4	3	2	1	0
とても達成されている	ほぼ達成されている	あまり達成されていない	ほとんど達成されていない	わからない
とてもできている	ほぼできている	あまりできていない	ほとんどできていない	
とても思う	ほぼ思う	あまり思わない	ほとんど思わない	
とてもよい	ほぼよい	あまりよくない	ほとんどよくない	
とてもあてはまる	ほぼあてはまる	あまりあてはまらない	ほとんどあてはまらない	

* 「0 わからない」については、各学校の実態に応じて、設定の有無を検討する。

(4) 児童・生徒によるアンケートの工夫

「自己評価」「保護者・地域の方によるアンケート」の中で取り上げるべき評価項目を豊島区立学校で共通にすることを踏まえ、児童・生徒に対する意識調査等については、「子供たちが輝くクラスづくりのための質問紙調査『i-check』」から抽出した設問の結果を「児童・生徒による学校評価アンケート」として活用する。

豊島区立学校 学校評価ガイドライン

令和3年12月発行

編集・発行 豊島区教育委員会事務局教育部指導課

豊島区南池袋 2-45-1

TEL 03-3981-1146